

## 神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、神奈川県又は神奈川県域に係る聴覚障害者団体等が実施する会議、大会等の事業に対し、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は神奈川県とし、事業の運営は神奈川県が設置する神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者が行う。

### (神奈川県手話通訳者)

第3条 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長(以下「所長」という。)は、次の者のうち、神奈川県手話通訳者(以下「通訳者」という。)として登録を行った者に、業務を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 神奈川県認定手話通訳者

### (派遣対象)

第4条 この事業における通訳者の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課及び障害サービス課が実施する会議、大会等
- (2) 聴覚障害者団体及び聴覚障害者団体を構成団体とする身体障害者団体(いずれも神奈川県域の複数の市町村を活動範囲とするものに限る。)が実施する会議、大会等
- (3) 前2号のほか所長が特に必要と認めるもの

### (派遣の申請等)

第5条 通訳者の派遣を必要とする者は、原則として、派遣が必要な日の15日前までに所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに派遣の諾否を決定し、通訳者に依頼を行い、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項及び第2項に必要な様式は、所長が別に定める。

### (申請者の費用負担)

第6条 前条による派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。

### (通訳者に対する報酬)

第7条 所長は、業務を行った通訳者に対し、集合時刻から業務終了時刻までの時間が4時間未満の場合は3,600円以上、4時間以上の場合は5,800円以上の報酬を支払うものとする。

( 通訳者の責務 )

第 8 条 通訳者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。通訳者でなくなった場合も同様とする。

2 通訳者は、業務終了後、速やかに所長に業務報告をしなければならない。

3 前 2 項に必要な様式は、所長が別に定める。

( 研修 )

第 9 条 所長は、通訳者に対し、資質の向上を図るため、年 1 回以上の研修を行うものとする。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 神奈川県手話通訳者派遣事業要綱（平成 4 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

3 この要綱による廃止前の神奈川県手話通訳者派遣事業要綱に定める様式に基づいて調製した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正前の第 4 号様式については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。